

令和6年（ワ）第3728号

「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素削減請求事件

原告 ■■■■■ 外14名

被告 株式会社 JERA 外9名

原告ら第6準備書面

(本案前の抗弁に対する反論)

2025年8月29日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 原 田 彰 好  
同 浅 岡 美 恵  
同 小 島 寛 司

第1 民訴法135条における請求適格要件と差止請求権の関係について

1 被告らの主張

本訴訟の訴訟物は、少なくとも2030年度及び2035年度時点（それ以前における不法行為の評価がなされることもある）における不法行為を根拠に将来の割合的な差止めを求めるものであって、これは将来の時点における不法行為を請求原因とするものであり、訴えの類型として将来給付の訴えであること自体は原告らも争うものではない。

もっとも、差止請求訴訟においては、権利侵害の蓋然性が本案要件として判断されることから、請求適格要件もかかる判断に含まれている。そこで、原告らは、被告らに対し、原告らが主張する権利侵害の蓋然性について

の認否反論等を具体的に行うよう求めたところである（原告ら第1準備書面3～4頁）。

これに対し、被告らは、訴訟要件が本案要件の判断と重なるからといって当該訴訟要件が訴訟要件に該当しなくなるわけではない旨述べて、本案前の抗弁を主張するものである（被告J E R A準備書面（2）・4頁、被告8社第2準備書面6～7頁、被告神戸製鋼準備書面(2)・5～6頁）。

## 2 原告らの反論

本件では、請求適格要件の判断と権利侵害の蓋然性にかかる判断が重なるところ、現行民訴法は、訴訟要件の審理手続と本案の審理手続とを区別する段階的な審理構造は採用しておらず、これらを同時並行的に進めることができるものとしている。訴訟要件の存在は、本案審理の要件ではなく、本案判決をするための要件であるから、本件のように差止請求事案において、本案要件と訴訟要件の審理が重なる場合には、なおのこと、本案についての具体的な認否反論が求められるというべきである。（以上につき、三木浩一ほか「民事訴訟法 第3版」（有斐閣、2018年）343頁参照）

本件において、請求適格要件の一つである「請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在」することが本案要件の判断と重複することは被告J E R Aも自認するところであり、そうである以上は、本案（権利侵害の蓋然性）に関する具体的な認否反論をする必要がなくなるものではなく、かかる具体的な認否反論なく、裁判をするに熟したと判断することはできない。

そもそも、訴訟要件は、口頭弁論終結時にその充足が確認され、判決において判断される。そして、判断の際の優劣関係として、訴訟要件・実体要件と順序づけられているに過ぎない。現時点でその認否を行わないことは、審理を先に進めさせないことを意味し、審理の遅延を招きかねない。

したがって、原告らは被告らに、訴状等で主張した事実関係・法律関係に対して、具体的な認否反論をするよう求めたものであり、具体的な認否反論を行わなかった被告らの訴訟遂行の姿勢が不誠実であることは明らかである。

## 第2 昭和56年最判の射程について

### 1 判示の対象について

#### (1) 被告らの主張

被告らは、昭和56年最判は将来の給付の訴えに一般的に妥当する議論を展開したうえで、請求適格要件に言及しており、その射程を（将来の）損害賠償請求に限定する趣旨ではない旨主張する（被告JERA準備書面

(2)・7頁、被告8社第1準備書面・3～4頁、被告神戸製鋼準備書面

(2)・3～4頁)。

#### (2) 原告らの反論

しかしながら、昭和56年最判は金銭給付を求める訴訟であり、民訴法135条の趣旨について「およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件のもとに将来の給付の訴えを認めたものではなく、主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証しうる別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により右請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求を可能ならしめた」ものであると判示したうえで、かかる趣旨を踏まえて、「継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権について」は請求適格要件を充足する

場合に、「本来例外的にのみ認められる将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を有する」と判示したものである。即ち、当該事案における請求適格要件について、不法行為が継続するとの主張に基づく将来発生すべき損害賠償請求権についてのみ、判示したに過ぎないことは明らかである。

なお、被告神戸製鋼は、民訴法135条が将来給付の訴え一般にかかる規定であり、昭和56年最判がその趣旨を明らかにしたものであるとして、昭和56年最判における請求適格要件が将来の差止請求にも妥当することが明らかである旨主張するが、上記のとおり、昭和56年最判は、「継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権」についての判断に過ぎず、同最判を被告神戸製鋼の主張するように評価した判例も学説も存在しない。この点を踏まえない被告神戸製鋼の主張には理由がない。

## 2 事案の相違について

### (1) 被告らの主張

被告らは、原告らの請求は、①口頭弁論終結時点では、口頭弁論終結後の将来の不法行為の成否は流動的である点や②将来の権利の存否がまだ確定できないという点で、昭和56年最判と異ならず、むしろ昭和56年最判は口頭弁論終結時点では不法行為に基づく損害賠償請求権が存在するのに対して、原告らの請求は口頭弁論終結時点では不法行為が成立していないものを対象とする以上、より一層、昭和56年最判の趣旨が及ぶ旨主張する（被告JERA準備書面(2)・7～8頁、被告8社第1準備書面・4～5頁、被告神戸製鋼準備書面(2)・4～5頁）。

### (2) 原告らの反論

#### ア 1. 5℃目標達成の必要性

本件において原告らは、口頭弁論終結時点での不法行為の成否について、述べたことはない。

I P C Cによる第7次にわたる評価報告書は、気候変動の現認、性質、結果に関する入手可能な最良の科学を構成する。そこでは、CO<sub>2</sub>の累積排出量が地球の平均気温の上昇と比例関係にあり、既に、気候変動による深刻な被害が発生していること、及び、今後二酸化炭素の排出が続けばより地球温暖化が進み、その影響が今にも増して深刻化することが科学的に明らかにされている。

かかる事実は石炭火力発電所について経済産業大臣が発出した電気事業法46条の17第2項に基づくいわゆる確定通知の違法性が争われた取消訴訟など国内の司法判断としても前提事実とされているものである（大阪高判令和4年4月26日判タ1513号98頁は「近年、地球温暖化の影響により、気候変動が起こり、世界各地で異常気象が頻発し、大規模自然災害が発生し、世界中の人々の生命、身体、健康等が危険にさらされて」おり「地球温暖化対策は国境を越えて人類の喫緊の課題であることは疑いない」と判示している。）。

それにとどまらず、今日、国際司法機関において、「あらゆる生命体と我々惑星の健全性そのものを危うくする、地球規模の存亡にかかわる問題」（国際司法裁判所の勧告的意見）と認識されている問題なのである。

そして、パリ協定のもとで、地球温暖化による生命、健康、財産等への破局的被害を回避するために、1.5℃目標（工業化以前の水準からの気温上昇を1.5℃にとどめること）を達成することが目標とされている。

1.5℃の気温上昇に留めるために、今後の地球規模で排出できる温室効果ガス、そのなかでも長寿命のCO<sub>2</sub>の排出量（残余のカーボンバジェット）は極めて限られており、かつ、その量は刻々と費消され、減少している。そこで、I P C Cは、2050年までに排出を実質ゼロとすること、さらに、そこに至る経過について、CO<sub>2</sub>については、2019年比で2030年までに48%、2035年には65%の削減の経路で削減す

ることが必要とし、COP28決定では、パリ協定に基づく第1回グローバルストックテイクの結果として、このことが確認された（原告ら第4準備書面）。そして、これは地球温暖化対策推進法の基本理念に反映されている（原告ら第1準備書面・7～14頁、同第4準備書面参照）。

パリ協定に基づく各国の「国が決定する貢献」（NDC）は、1.5℃目標の実現に貢献するものでなければならず、その国の最大限の野心を反映すべきものである。即ち、1.5℃目標を実現するための残余のカーボンバジェットに基づく排出削減の経路をたどるためのデューデリジェンスが尽くされることが求められており、これに反することは、不法行為を構成する（国際司法裁判所勧告的意見）。

日本のCO<sub>2</sub>排出量の約4割を占め、他のどのセクターよりも早期に優先的に排出実質ゼロとすべき発電部門からの排出は、他部門より早く削減する義務があり、そのためにデューデリジェンスを尽くした削減計画とその実施が行われないとき、被告らもまた、義務違反が問われ、不法行為を構成することとなる。現在の被告らの削減計画とその実現のための対策は、これらの要件を満たしておらず、既に不法行為というべき状態にあるため、本訴を提起したものである。

以上のとおり、2019年度比2030年に48%減、2035年60%減とする温室効果ガス排出削減義務は、それぞれ2030年度、2035年度にはじめて生じる義務ではない。現在においても、1.5℃目標を実現するための残余のカーボンバジェットに基づく排出削減の経路に沿った削減を行うべき義務は発生しているのである。

#### イ 昭和56年最判との相違点

被告らは、本件は現時点で不法行為が成立していない以上、将来の時点（2030年及び2035年の時点）での不法行為の成立を前提とする差止請求の審理判断は、口頭弁論終結時点で不法行為の成立が認められた事

案を対象とする昭和56年最判にもまして慎重に判断されるべきことを主張する。

昭和56年最判の事案は、口頭弁論終結時点までの明白な不法行為についてのみ救済が認められた事案であるが、口頭弁論終結後に、その後の飛行機の運行状態が変更されたり（実際、夜間飛行時間が変更された）、原告らの住居の対策が強化されることなどによって、その行為についての評価は変わりうる事案である。

これに対し、本件訴訟は地球規模の存亡にもかかる地球温暖化による危険を回避するための予防的差し止め訴訟であるところ、前記アで述べたように、2030年に2019年度比48%減、2035年に2019年度比60%減を実現すべき義務は、最良の科学が求める水準である。これは将来、厳しくなることはあっても、緩められることはないことを、科学は示している。被告らは2030年度及び2035年度に同義務を履行すべく現時点から排出削減にかかる不断の取組みをしなければならないのである。しかし、被告らの現状の排出状況及び被告らの排出削減計画を前提にすれば、現時点において既に同義務を履行するに十分な取組みが行われていない（その意味では現時点で不法行為が成立していないと断言する被告らの主張も失当である）。

本件は、「現時点で認められる一定時点までに履行すべき義務が、履行期までに履行される蓋然性を観念できない事案」であって、「現時点で認められる継続的不法行為が将来の特定の時点で継続しているか否かが問題となっている」昭和56年最判と事案を異にすることは明らかである。

なお、被告JERAは原告らの主張する気候変動の実態及びその被害の進行等にかかる特殊性について、「訴訟要件の要否を左右する請求権としての特質に関する議論ではないため、無関係である」旨主張する。しかしながら、原告らは上記のとおり現在の不法行為が将来にわたって継続する

蓋然性が問題とされた昭和56年最判と、現時点で認められる注意義務の履行が将来の特定の時点で履行される蓋然性の有無を問題とする本件との違いを「気候変動の特質性」として主張しているのであって、昭和56年最判の射程との関係でかかる事情がおおよそ無関係な事情であると断ずる被告JERAの主張は何ら理由がない。

そして、本件は差止訴訟であるため、訴訟要件とともに実体要件を検討する必要があり、その実体要件判断にあたっては、気候変動の特質性は考慮されるべきことになる。

#### ウ 訴訟類型の違い

差止請求訴訟は、権利侵害の予防的機能を持つという特殊性があり、不法行為が続く場合の問題を扱う昭和56年最判とは、事案も性質も異なる。すなわち、差止請求訴訟の場合には、原告の持つ権利に対し、被告らが義務を果たしていれば、何かしらの強制を強いられることはなく、将来にむけて原告が被告に損害賠償を求め続けることができる継続的不法行為の場合とは異なっていることに留意する必要がある。

### 3 小括

以上述べた昭和56年最判の射程、同訴訟との事案の相違を踏まえれば、将来の差止請求を訴訟物とする本件では、民訴法135条の文理に立ち返り、「あらかじめその請求をする必要がある場合」にあたるかについて審理がなされるべきである。仮に被告らが民訴法135条の要件を充足しないというのであれば、現時点で2030年及び2035年時点での排出削減を命ずる必要性がないことについて具体的な主張立証をすべきである。

## 第3 手続保障の衡平について

### 1 二酸化炭素排出削減義務の厳格化に関して

#### (1) 被告らの主張

被告らは、(将来の) 二酸化炭素排出削減義務は、将来の時点における法的評価であって今後発生する種々の事情に左右されるものであるから、同義務が将来加重されることはあっても軽減されることはない旨の原告の主張は、原告らの推測にすぎず、理由がない旨主張する(被告 J E R A 準備書面(2)・11～13頁、被告8社第2準備書面・9頁)。

## (2) 原告らの反論

まず、前記第2、2、(2)で述べたように被告らの2030年度、2035年度における2019年比の温室効果ガスの排出削減義務は現在の排出状況から導かれる現在課された将来達成すべき義務なのであって、「将来の時点における法的評価」である旨の被告らの主張は理由がない(原告の主張を正解していない)。

そして、被告らの主張は、つまるところ、(現時点で)2030年度及び2035年度の時点で達成すべき排出削減義務を現時点で観念できるとしても、かかる義務は今後の「種々の事情」によって左右される(2030年度及び2035年度時点では法的義務を構成していない可能性がある)ことを主張するものと解されるが、かかる義務が「種々の事情」によって左右される性質でないこと及び上記義務が厳格化することについては、原告ら第4準備書面において詳述したとおりである。被告らは、これらを「原告らの単なる推測にすぎない」と主張する(被告 J E R A 準備書面(2)・11頁)のであれば、被告らにおいて将来においてどのような「種々の事情」の変更が予期されるのか、これらが1.5℃目標の達成という国際的コンセンサスにどのような影響を及ぼすのか、被告らが現在策定している温室効果ガスの排出削減目標との整合性を担保し得るのか等について、具体的に主張立証すべきである。

## 2 将来の時点における要件事実について主張立証を尽くすことはありえないとの主張について

(1) 被告 J E R A の主張

被告 J E R A は、①不法行為に基づく差止請求権は明文上の根拠を欠くものであって原告らが主張立証する要件事実が不明であること及び②将来の時点における事実の存否について口頭弁論終結時点で立証を尽くすことはできない旨主張する（被告 J E R A 準備書面（2）・12頁）。

(2) 原告らの反論

まず、上記①については、訴状11～12頁等で要件事実を明らかにし、その主張立証をしているところであるし、そもそも差止請求権については人格権に基づくものを含め、そのほとんどが民法等において明文で規定されているものではないから、被告 J E R A の主張は人格権に基づく差止請求等を含め一般的に差止請求権の存在を否定するに等しい主張であり、失当である。

次に、上記②については、民訴法135条が将来給付の訴えを容認していることからすれば、民訴法上、将来の時点における事実について、確定的な存在の立証を要求しているものでないことは明らかであり、被告 J E R A の主張は要するに民訴法135条の存在を否定するに等しいため、失当である。

そもそも将来給付の訴えは、現在の法律や法理論に基づく判断であり、将来の問題であるとはいえ、権利義務関係は現時点の法律関係に基づき、将来の一定の時点で執行機関がそれを充足したのか判断すればよいのである。

3 強制執行段階における手続保障について

(1) 被告らの主張

原告らは、仮に本請求が認容され、判決が確定した場合には、代替執行又は間接強制によって判決主文を実現することになるところ、いずれの手続においても債務者の審尋を行う必要があり、かかる手続きによって、債務者の手続保障は担保されている旨主張した（原告ら第1準備書面・18頁）。

これに対し、被告らは、①上記審尋において審理されるのは執行開始の一般的要件及び間接強制の要件の有無に限られ、請求権の実体的な存否の問題に立ち入ることはできず、手続保障が図られているとはいえない旨（被告JERA準備書面（2）・14頁）及び②請求異議訴訟において実体的審理を行うにしても本来の主張立証責任を被告らに転換し、過大な負担を課す旨主張する（被告8社第2準備書面・9～10頁）。

## (2) 原告らの反論

まず、原告らの主張の主眼は、債務者に対する事前の防御の機会もなく行われる債権執行と異なり、代替執行や間接強制の場合には、事前に強制執行が行われることを債務者が把握する端緒があることにあるのであって、債務者審尋の段階で、請求権の存否を争うことができるか否かを問題にしているものではない。そして、債務者審尋（の機会の保障）を通じて、債務者が強制執行の申立てを把握できる以上は、債務者は強制執行に先立って、請求異議訴訟を提起でき、これにより債務名義の効果（執行力）を除去し得るのであるから、将来の継続的不法行為に基づく損害賠償請求権を実現するための強制執行とは執行力を排除する措置を講ずる段階という点で明確な差がある。

よって、口頭弁論終結後の事情をもって請求権の実体的な存否を争う請求異議訴訟を提起できない将来の継続的不法行為に基づく損害賠償の確定判決と異なり、将来の差止請求の確定判決については間接強制等の債務者審尋の段階、すなわち執行の前段階で、債務者は請求異議の訴えを提起して、あらかじめ確定判決の執行力を争うことが可能なのであるから、これをもって手続保障は十分に担保されているというべきである（そもそも間接強制が発令されるとしても、義務違反の疎明を債権者がしなければ制裁金の回収はできない。）。

なお、被告らは請求異議訴訟を提起できることをもって手続保障が尽くされたことにはならない旨主張する（被告JERA（2）・15頁）が、上記のとおり、認容された以上、強制執行段階で、請求異議訴訟の提起をするしかなない継続的不法行為に基づく将来の損害賠償請求事案と、判決が確定しても債務者に不利益をもたらす前に債務者に審尋等の機会が与えられ、請求異議訴訟をもって確定判決の執行力を排除し得る本件とでは、手続保障という観点から明白な差があるといわざるを得ず、被告JERAの主張は理由がない。

また、2030年度又は2035年度時点で、判決で認容された温室効果ガスの排出削減義務が消滅しているのであれば、被告らは、同義務の前提となっていた条約等の廃止・離脱、科学的知見の変更修正を主張すれば足り、これが殊更被告らに酷であるとはいえないし、少なくとも2030年又は2035年時点において、判決で認容された排出削減義務の前提となる条約や科学的知見が存在するかは、特別な判断を要するものではなく、機械的に判断し得るものであるから、やはりこの主張立証責任を債務者に課すことが衡平を害すとまでは評価できない。

以上より、将来の継続的不法行為に基づく損害賠償の確定判決と本件の確定判決とでは、強制執行段階における確定判決の執行力を争う手段・機会の点及び立証負担の点で、明白な差異があり、手続保障の観点から、請求適格要件を充足しないという被告の主張も理由がない。

以上